

デジタル専門人材派遣について (参考資料編)

令和6年2月

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府 地方創生推進室

デジタル専門人材派遣制度について、よくある質問は以下の通りです

Q 協力企業に登録するための要件はありますか。

A 企業派遣型は原則として「デジタル関連業務における自治体との取引実績を有していること」が要件となります。人材紹介型は「外部DX人材の保有人数」など複数の要件がありますので、詳しくは事務局までお問い合わせください。

Q 派遣者は具体的に何をしますか？

A 自治体におけるDX計画の策定、行政内部や地域でのデジタル化事業の推進など多岐にわたります。派遣者の具体的な業務は、マッチング協議によってすり合わせを行っていただきます。

Q 派遣者の給与は企業と自治体どちらが負担しますか？

A 企業派遣型における派遣者の給与は、企業と自治体とのマッチング協議によって決定していただきます。給与水準も同様に協議によって決定いただきますが、派遣者が原則として自治体職員の身分を有することになるため、派遣先自治体の規定によって定められた額の支給が想定されます。(※1)
また、人材紹介型における派遣者の受け入れ費用やDX人材紹介企業に支払う手数料等はすべて自治体の負担となります。(※2)

※1 派遣前の給与水準と乖離がある場合、差分を企業側で負担いただいている例もあります。

※2 デジタル専門人材派遣制度で活用可能な支援措置については、本資料の5Pをご覧ください。

デジタル専門人材派遣制度について、よくある質問は以下の通りです

Q 非常勤、常勤等は選択可能でしょうか？

A 選択可能です。協力企業に登録いただく際にお知らせください。
非常勤、常勤どちらでも派遣可能な場合は、市町村との協議によって決定していただきます。

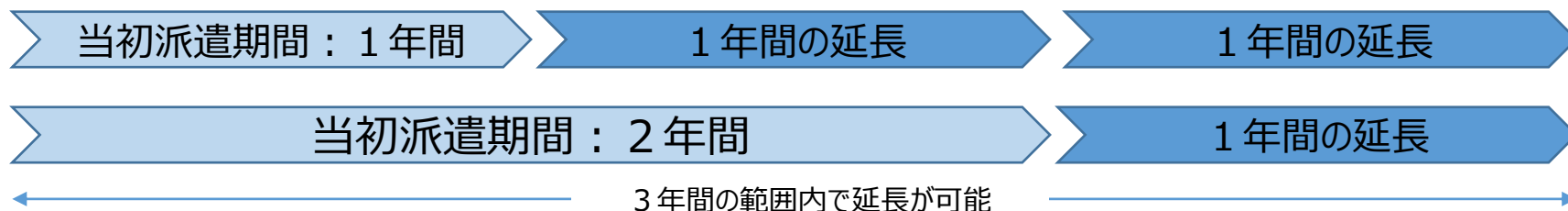
Q マッチング協議の過程で受入れポストを変更することは可能でしょうか？

A 可能です。

Q 派遣期間の延長は可能でしょうか？また、延長は2回目の派遣に該当しますか。

A 3年間の範囲内で派遣期間の延長が可能です。期間を延長する場合は派遣元企業（人材紹介型の場合はDX人材紹介企業）、派遣者の合意を得たうえで事務局までご連絡ください。
なお、延長は当該派遣の延長であり、2回目の派遣には該当しないため協議は不要となります。

【派遣期間延長の例】



➤ **派遣を受け入れる自治体**において以下のポイントを事前に抑えることで、**デジタル人材の効果を最大化**することに繋がるため、**可能な限り※ご対応を検討**願います（※全てが対応必須というわけではありません）。

- 1 派遣者に求める要件の明確化**
→派遣者が取り組むべき事業やプロジェクトを明確化（例：地域DX計画の策定及びサービス選定等）
- 2 自治体内部の意識醸成**
→庁内職員への事前研修等により、地域のデジタル化に向けた基礎知識や必要性を意識づけ
- 3 支援体制の整備**
→デジタル推進WG(全庁横断)の事前設立や、意欲ある職員を派遣者のサポートにつける等の体制を整備
- 4 派遣者への適切な権限付与**
→全庁横断的に動ける役職や一定の権限を付与することで、庁内全体での効果的なDX推進を実現
- 5 予算の確保**
→派遣者が取り組む事業を実施・実現するための予算確保に向けた協力が必要(首長や財政部局の理解)
- 6 調達制限の明確化**
→派遣元企業に対して調達制限が発生する場合の条件を確認(ルールがない場合、調達条件すり合わせ)

➤ 派遣する民間企業にも**様々なメリット**があります（当該自治体もプロジェクト推進や組織活性化等の効果あり）

1

地域の抱える課題の把握

→地域に身を置いて課題解決に臨むことで、地域がどのような課題を抱えているかを具体的に把握

2

自治体業務プロセスの把握

→予算化、議会、補助金申請、入札、業務執行の流れなど自治体業務の流れを把握

3

新たなスキルの向上

→計画策定やデジタルサービス全般の知識等、派遣先で必要とされる業務に従事することで体得

4

新たなリレーションの構築

→派遣先の首長、職員はもちろんのこと、他自治体への派遣者、地域のステークホルダー等と人脈形成可能

5

自社サービスのマーケティング、改善点の可視化

→実際に地域や自治体の課題を把握することで、自社のサービスの優位性や課題感を具体的に把握

7. デジタル専門人材派遣制度で活用可能な支援措置

| | 種類 | 主管 | 内容/主な条件 | 金額 | 活用可否 | | 備考 |
|---|--------------------------------------|-----|---|-----------------------------------|------|----------------------|--|
| | | | | | 都道府県 | 市区町村 | |
| 1 | 市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うに当たっての財政措置 | 総務省 | 市町村がCIO補佐官等※として、外部人材を任用等する場合の経費（報酬費、委託料等）について特別交付税措置 ※措置対象となるCIO補佐官等の業務は、全庁的・横断的にDX推進を図る「特別職非常勤職員の助言業務」に相当するものとなるため、特定課題のためのプロジェクトは基本的に対象外となります。 | 措置率0.7 | × | △ (23区対象外) | |
| 2 | 都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に係る地方財政措置 | | 都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する人件費、委託費等を特別交付税措置 ※都道府県等が市町村支援を主目的として人材を確保することが要件となります。 | 措置率0.7 | ○ | △ (一定の要件を満たす場合) | |
| 3 | 地域活性化起業人制度 | | 三大都市圏外の市町村（※）が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を受け入れ、そのノウハウなどを活かしながら地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置 ※三大都市圏内の条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村、及び人口減少率が高い市町村を含む | 人材の受入に要する経費 上限額 年間 560万円/人等 | × | △ (三大都市圏外の市町村が対象) | 人材紹介型の場合は原則活用不可 (派遣元企業との協定締結が必要のため) |
| 4 | デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ） | 内閣府 | 当該交付金の対象となるプロジェクトの推進に必要な人材の確保に要する費用であること | プロジェクトの内容に応じて審査 | ○ | ○ | |

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

①3大都市圏外の市町村

②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域製品の開発・販路拡大

○ICT分野(デジタル人材)

○地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)

○中心市街地活性化

等

特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円/人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体

(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期間

6カ月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

(協定締結)

デジタル人材の計画的な確保・育成の推進

① デジタル人材像の明確化等【R5補正：0.2億円（新規）】

- 令和5年12月「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定。その中で、**デジタル人材の確保・育成に係る留意点を明示**
- 令和6年夏頃に「**デジタル人材確保・育成に係る参考書**」（仮称）を策定予定（R5補正事業により先進団体の調査等の実施）※予算繰越協議中

<デジタル人材に係る留意点概要>

高度専門人材、DX推進リーダー、一般行政職員ごとに想定される人材像や役割を整理し、育成・確保を推進 等

- 職員のデジタル分野の知識・スキル等を把握の上で、求められる人材のレベルごとに育成・確保すべき目標を設定
- 人事担当部局とDX担当部局等の緊密な連携、首長等のトップマネジメント層のコミットメント等によるデジタル人材の育成・確保に係る推進体制の構築
- 自団体だけではデジタル人材の育成・確保が困難な市区町村に対する都道府県による支援
- デジタル分野の専門性・行政官の専門性を合わせて向上させながらキャリアアップを図ることができるキャリアパスの提示

②③ 地方財政措置の拡充 ※いずれも令和7年度までの特別交付税措置（措置率0.7）

② 市町村がCIO補佐官等として任用等に要する経費
⇒ 対象人数を1名から3名に拡充

③ DX推進リーダーの育成に係る経費
⇒ 対象経費に「資格取得のための受験料」を追加※1,2
※1 初歩的なものではなく、一定の専門的な資格試験を対象
※2 既存の対象経費：研修に要する経費、民間講座の受講料 等

・ 都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る措置も継続

④ 都道府県等による人材確保伴走支援 【R6当初（案）：0.8億円（継続）】

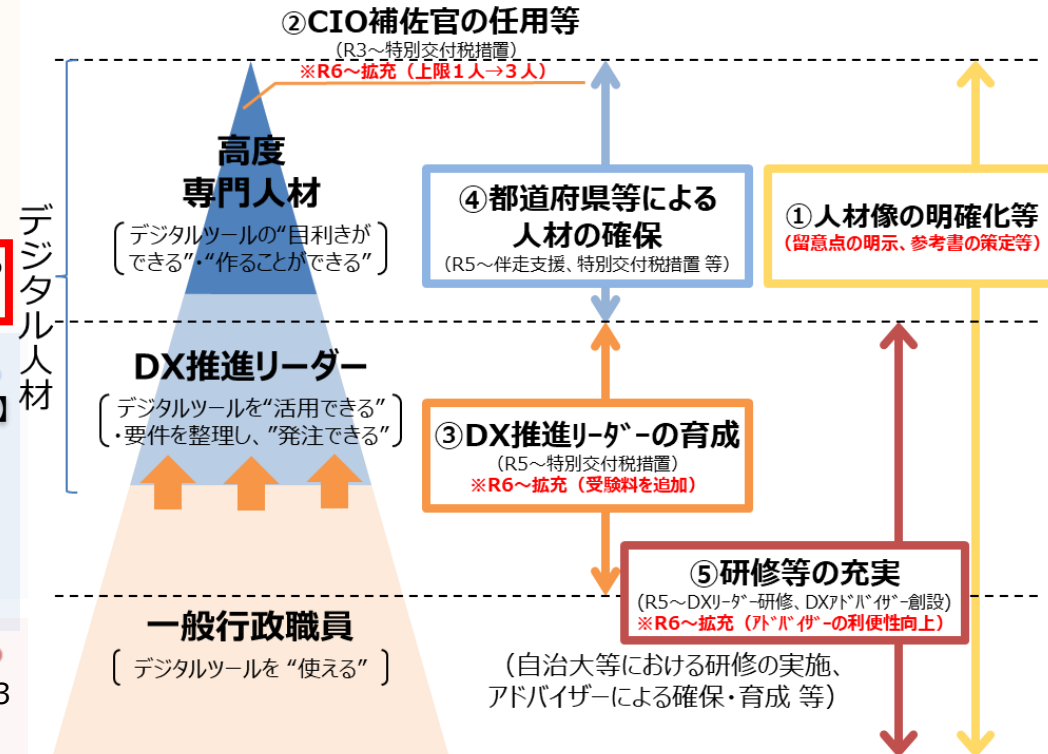
・ デジタル人材の確保に意欲のある都道府県等を採用し、**デジタル人材確保に向けた取組を伴走支援**

- ※ 令和5年度は2団体を採用
- ※ 令和6年3月頃に採択に向けた公募等を実施予定

⑤ 研修等の充実

・ DX推進リーダー育成研修の実施のほか、**DXアドバイザー**※3の支援分野としてデジタル人材の確保・育成を明確化するとともに**派遣時間等を柔軟化**

<デジタル人材の確保・育成の全体像（イメージ）>



※3 総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」

◆地方財政措置① 地方公共団体のデジタル人材の確保【拡充】

市町村のDXを推進する上で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等（※1）の役割が鍵となるため、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費に係る特別交付税措置を拡充。

特別交付税措置の概要

○ 対象経費、措置額、対象期間

| | 対象経費 | 措置額（※3） | | 対象期間 |
|----------------|---|---|-------------|-------------|
| | | | 上限額 | |
| ① 任用等 経費 | 市町村がCIO補佐官等として、 外部人材の 任用等を行うための経費 として次に掲げるもの（※2） ・ 特別職非常勤職員 として任用する場合 → 報酬等 （期末手当等を含む。） ・ 外部に業務委託 する場合 → 委託料等 | 対象経費の 合計額に 0.7 を乗じて 得た額 | なし | R3～ R7年度 |
| ② 募集 経費 | 市町村がCIO補佐官等として、 外部人材の 募集を行うための経費 | 対象経費の 合計額に 0.7 を乗じて 得た額 | 70万円 | R4～ R7年度 |

※1 CIO補佐官等とは、DX推進のマネジメントを担うCIO等を専門的知見から補佐する者であり、役職の名称がCIO補佐官に限られるものではない。

※2 1団体においてCIO補佐官等として複数の外部人材の任用等を行った場合、**財政措置の対象上限は3名分**（令和6～7年度）

※3 措置率について0.5（～令和4年度）から0.7（令和5～7年度）に拡充

☆本措置活用に当たっての留意点（令和5年度算定で多かった質問や誤り）☆

- 措置対象となるCIO補佐官等の業務は、**全庁的・横断的にDX推進を図る「特別職非常勤職員の助言業務」に相当するもの**となります。
- 業務委託も対象となりますが、**単なる各種計画策定の業務委託は対象外**となります。内部検討の助言等の対象部分は、必要に応じて按分計算して報告してください。

地方公共団体のデジタル人材の確保に係る地方財政措置

都道府県等がデジタル人材を確保し、市町村におけるデジタル化の取組を支援する場合、そのための人材確保経費等に対し令和5年度から特別交付税措置を講ずる。

特別交付税措置の概要

○ 対象経費

- ・ 都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の人件費、民間事業者への委託費、募集経費等
- ・ 上記の経費の一部につき市町村の負担金が生じる場合の当該負担金

市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画等の策定・見直し案の作成
 - ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
 - ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
 - ・ データ利活用に関する助言
 - ・ 人材育成（研修企画・講師等）
 - ・ セキュリティ研修・監査支援
- 等

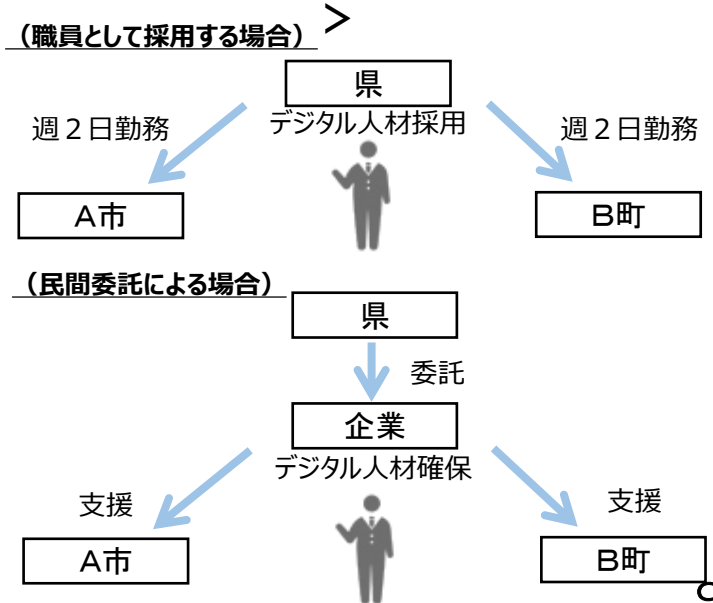
○ 措置額

- ・ 対象経費に0.7を乗じた額

○ 対象期間

- ・ 令和7年度まで（「自治体DX推進計画」の計画期間と同様）

<都道府県による市町村支援（イメージ）>



<デジタル専門人材派遣制度についての問合せ>

内閣府地方創生推進室／

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

電話：03-6257-3889 Eメール：mirai.7cs@cas.go.jp

<地方財政措置についての問合せ>

(地域活性化起業人制度)

総務省自治行政局地域自立応援課

電話：03－5253－5392 Eメール：chiikikasseika1@soumu.go.jp

(市町村におけるCIO補佐官等としての外部人材の任用等)

総務省自治行政局地域情報化企画室

電話：03－5253－5525 Eメール：tiikijouhou@soumu.go.jp

(都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保)

総務省自治行政局公務員課

電話：03－5253－5542 Eメール：koumuinka-chosa@soumu.go.jp